

海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案要綱

第一 海上運送法の一部改正

一 準日本船舶の範囲の拡大等

1 準日本船舶の範囲の拡大

対外船舶運航事業者及び本邦船主（当該対外船舶運航事業者以外の日本の法令により設立された法人であつて、その子会社が所有する日本船舶以外の船舶を当該対外船舶運航事業者が運航するものをいう。以下同じ。）は、共同で、当該船舶について、次のいずれにも適合していることにつき、国土交通大臣の認定を申請することができるものとする。

イ 当該本邦船主が、その子会社との間で、当該対外船舶運航事業者に対し第二十六条第一項の規定による命令が発せられた場合において当該対外船舶運航事業者が当該船舶を命令航海に従事させる必要があるときに、当該子会社が当該本邦船主に譲渡することを内容とする契約（確実に履行されるために必要な要件に該当するものに限る。）を締結していること。

ロ 当該対外船舶運航事業者が、当該本邦船主との間で、当該対外船舶運航事業者に対し第二十六条

第一項の規定による命令が発せられた場合において当該対外船舶運航事業者が当該船舶を命令航海に従事させる必要があるときに、当該本邦船主が当該対外船舶運航事業者に譲渡又は貸渡しをすることを内容とする契約（確実に履行されるために必要な要件に該当するものに限る。）を締結していること。

ハ 当該船舶に関する事項及び当該船舶の運航に従事する船員に関する事項が、命令航海に确实かつ速やかに従事させるため必要な一定の要件に該当すること。

ニ 当該本邦船主が認定を取り消され、当該取消の日から五年を経過しない者（2に該当するものとして当該認定を取り消された者に限る。）に該当しないこと。（第三十九条の五第二項関係）

2 準日本船舶の認定の取消し

国土交通大臣は、3アの規定による勧告を受けた認定本邦船主（準日本船舶の認定を受けた本邦船主をいう。以下同じ。）が当該勧告に従い必要な措置を講じなかつたと認めるときは、当該準日本船舶に係る認定を取り消すことができるものとする事。（第三十九条の五第十二項関係）

3 勧告及び公表

ア 国土交通大臣は、認定本邦船主が正当な理由がなく1口の契約を履行していないと認めるときは、当該認定本邦船主に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

イ 国土交通大臣は、アの規定による勧告を受けた認定本邦船主が当該勧告に従い必要な措置を講じなかつたときは、その旨を公表することができるものとする。

(第三十九条の八関係)

二 準日本船舶の航行準備の円滑化

1 臨時海上労働証書に係る一部項目の事前検査の受検

準日本船舶の認定の申請をしようとする者は、あらかじめ、当該申請に係る船舶（総トン数五百トン以上の船舶に限る。）に係る船員の安全衛生（作業用具の整備に関する事項に係るものに限る。）について国土交通大臣又は登録検査機関（船員法第百条の二第一項に規定する登録検査機関をいう。以下同じ。）が行う検査を受けなければならないものとする。

(第三十九条の五第四項関係)

2 船員法の特例

準日本船舶の認定を受けた者が第三十九条の五第十項の規定による届出をした場合において、国土交通大臣又は登録検査機関が、当該届出に係る船舶に係る認定証に記載された検査内容に変更がない

ことの確認を行つたときは、当該船舶は、船員法第百条の六第三項第二号に掲げる要件に適合していると認められたものとみなすものとする事。 (第三十九条の七関係)

三 先進船舶の導入等の促進

1 先進船舶導入等促進基本方針

国土交通大臣は、先進船舶（海上運送事業を営む者の運送サービスの質を相当程度向上させることができる先進的な技術を用いた船舶であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）の研究開発、製造及び導入（以下「先進船舶の導入等」という。）の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「先進船舶導入等促進基本方針」という。）を定めるものとする事。 (第三十九条の十関係)

2 先進船舶導入等計画

イ 船舶運航事業者等は、先進船舶の導入等についての計画（以下「先進船舶導入等計画」という。）を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができるものとする事。

ロ 国土交通大臣は、先進船舶導入等計画が先進船舶導入等促進基本方針に適合するものであること

、確實かつ効果的に実施されると見込まれるものであること等の基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。こと。
(第三十九条の十一関係)

3 臨時船舶建造調整法の特例

船舶運航事業者等がその先進船舶導入等計画について2口の認定を受けたときは、当該先進船舶導入等計画に基づき実施する先進船舶の製造についての臨時船舶建造調整法の規定による許可を受けなければならぬもの等については、許可を受けたもの等とみなすものとする。こと。
(第三十九条の十二関係)

4 船舶職員及び小型船舶操縦者法の特例

船舶運航事業者等がその先進船舶導入等計画について2口の認定を受けたときは、当該先進船舶導入等計画に基づき実施する先進船舶への船舶職員の乗組みについての船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定による許可を受けなければならぬもの等については、許可を受けたもの等とみなすものとする。こと。
(第三十九条の十三関係)

5 資金の確保等

国は、認定船舶運航事業者等（2口の認定を受けた船舶運航事業者等をいう。以下同じ。）が2口の認定を受けた先進船舶導入等計画（以下「認定先進船舶導入等計画」という。）に従って先進船舶の導入等を行うために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする事。

（第三十九条の十四関係）

6 指導及び助言

国土交通大臣は、認定先進船舶導入等計画に従って行われる先進船舶の導入等の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする事。

（第三十九条の十五関係）

7 認定の取消し

国土交通大臣は、認定船舶運航事業者等が認定先進船舶導入等計画に従って先進船舶の導入等を行っていないと認めるとき等は、その認定を取り消すことができるものとする事。

（第三十九条の十六関係）

8 関係者の協力

国土交通大臣及び船舶運航事業者等、船員その他の関係者は、先進船舶の導入等に関し相互に連携

を図りながら協力するものとする。

(第三十九条の十七関係)

9 報告

国土交通大臣は、認定船舶運航事業者等に対して、認定先進船舶導入等計画の実施状況について報告をさせることができるものとする。

(第三十九条の十八関係)

四 その他所要の改正を行うものとする。

第二 船員法の一部改正

一 海上労働証書に関する規定の整備

1 海上労働証書に係る検査項目の追加

海上労働証書に係る検査項目に次の項目を追加するものとする。

イ 送還（当該送還に代えてするその費用の支払を含む。）を確実に実施するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置が講じられていること。

ロ 障害手当及び遺族手当を確実に支払うために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置が講じられていること。

(第百条の三第一項関係)

2 海上労働証書の有効期間の見直し

海上労働証書に係る検査の結果当該証書の交付を受けることができる特定船舶であつて、従前の海上労働証書の有効期間が満了するまでの間において当該検査に係る海上労働証書の交付を受けることができなかつたものについては、従前の海上労働証書の有効期間を五月間延長することができるものとすること。

(第百条の三第三項関係)

二 船員の資格に関する規定の整備

1 危険物等取扱責任者

船舶所有者は、液化天然ガス等燃料船（液化天然ガスその他の危険物等である液体物質を燃料とする船舶をいう。）には、危険物等取扱責任者（危険物等の取扱いに関する業務を管理すべき職務を有する者をいう。）を乗り組ませなければならないものとする。

(第百十七条の三関係)

2 特定海域運航責任者

船舶所有者は、特定海域（海氷の状況その他の自然的条件により船舶の航行の安全の確保に支障を生じ、又は生じるおそれがあるため、その運航につき特別の知識及び技能が必要であると認められる

海域をいう。)を航行する船舶には、特定海域運航責任者(海域の特性に応じた運航に関する業務を管理すべき職務を有する者をいう。)を乗り組ませなければならぬものとする事。

(第百十七条の四関係)

三 準日本船舶の航行準備の円滑化

特定船舶の船舶所有者は、第一の二一の検査を受けた船舶について臨時海上労働証書に係る検査を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、国土交通大臣又は登録検査機関のうち当該検査を行ったものが行う検査を受けなければならないものとする事。

(第百条の六第一項関係)

四 その他所要の改正を行うものとする事。

第三 附則

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする事。ただし、次に掲げる規定は、次に定める日から施行するものとする事。

イ 附則第六条の規定 公布の日

ロ 第二の一1の規定 平成二十六年四月十一日に採択された二十六年の海上の労働に関する条約の改

正が日本国について効力を生ずる日

ハ 第二の二二の規定 平成二十八年十一月二十五日に採択された千九百七十八年の船員の訓練及び資

格証明並びに当直の基準に関する国際条約附属書の改正が日本国について効力を生ずる日

ニ 第二の一二の規定 平成二十八年二月十日に採択された二千六年の海上の労働に関する条約の改正

が日本国について効力を生ずる日

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置等について定めるものとする。

(附則第二条から第七条まで関係)